

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																						
1 金融商品取引業者等の営業所の長が提供する事項のレコードの内容及び記録要領 金融商品取引業者等の営業所の長が、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 12 項</u>に規定する特定電子情報処理組織（以下「国税電子申告・納税システム」という。）を使用する方法により、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供する事項は、次に掲げる事項（以下「届出事項等」という。）である。 また、各届出事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙 1 から別紙 7 のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>届出事項等の名称</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3)－1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項</td></tr> <tr> <td>(3)－2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項</td></tr> <tr> <td>(4)－1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項</td></tr> <tr> <td>(4)－2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項</td></tr> <tr> <td>(5)－1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td></tr> <tr> <td>(5)－2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td></tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 21 項</u></td></tr> <tr> <td>(7)－1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 24 項</u></td></tr> <tr> <td>(7)－2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項</td></tr> <tr> <td>(8) 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 28 項</u></td></tr> <tr> <td>(9) 届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 12 項</u></td></tr> </tbody> </table> ※ (1)及び(2)は廃番	届出事項等の名称	根拠法令	(3)－1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項	(3)－2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項	(4)－1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項	(4)－2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項	(5)－1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(5)－2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 21 項</u>	(7)－1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 24 項</u>	(7)－2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項	(8) 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 28 項</u>	(9) 届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 12 項</u>	1 金融商品取引業者等の営業所の長が提供する事項のレコードの内容及び記録要領 金融商品取引業者等の営業所の長が、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 6 項</u>に規定する特定電子情報処理組織（以下「国税電子申告・納税システム」という。）を使用する方法により、当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長に提供する事項は、次に掲げる事項（以下「届出事項等」という。）である。 また、各届出事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙 1 から別紙 9 のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>届出事項等の名称</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) <u>未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項（令和 6 年以降は使用しない）</u></td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項</td></tr> <tr> <td>(2) <u>未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項（令和 6 年以降は使用しない）</u></td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項</td></tr> <tr> <td>(3)－1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項</td></tr> <tr> <td>(3)－2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項</td></tr> <tr> <td>(4)－1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項</td></tr> <tr> <td>(4)－2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項</td></tr> <tr> <td>(5)－1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td></tr> <tr> <td>(5)－2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項</td></tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 15 項</u></td></tr> <tr> <td>(7)－1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 18 項</u></td></tr> <tr> <td>(7)－2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項</td></tr> <tr> <td>(8)－1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 20 項</u></td></tr> <tr> <td>(8)－2 <u>提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）（令和 6 年以降は使用しない）</u></td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項</td></tr> <tr> <td>(9) 届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 6 項</u></td></tr> </tbody> </table>	届出事項等の名称	根拠法令	(1) <u>未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項（令和 6 年以降は使用しない）</u>	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項	(2) <u>未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項（令和 6 年以降は使用しない）</u>	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項	(3)－1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項	(3)－2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項	(4)－1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項	(4)－2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項	(5)－1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(5)－2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項	(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 15 項</u>	(7)－1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 18 項</u>	(7)－2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項	(8)－1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 20 項</u>	(8)－2 <u>提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）（令和 6 年以降は使用しない）</u>	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項	(9) 届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 6 項</u>
届出事項等の名称	根拠法令																																																						
(3)－1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項																																																						
(3)－2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項																																																						
(4)－1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項																																																						
(4)－2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項																																																						
(5)－1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																						
(5)－2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																						
(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 21 項</u>																																																						
(7)－1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 24 項</u>																																																						
(7)－2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項																																																						
(8) 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 28 項</u>																																																						
(9) 届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 12 項</u>																																																						
届出事項等の名称	根拠法令																																																						
(1) <u>未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項（令和 6 年以降は使用しない）</u>	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 15 項																																																						
(2) <u>未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項（令和 6 年以降は使用しない）</u>	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項																																																						
(3)－1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項																																																						
(3)－2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項																																																						
(4)－1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 6 項																																																						
(4)－2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 2 第 6 項																																																						
(5)－1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																						
(5)－2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項において準用する同令第 25 条の 13 の 3 第 2 項																																																						
(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 15 項</u>																																																						
(7)－1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 18 項</u>																																																						
(7)－2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 22 項																																																						
(8)－1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 20 項</u>																																																						
(8)－2 <u>提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）（令和 6 年以降は使用しない）</u>	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 23 項																																																						
(9) 届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）	租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 6 項</u>																																																						

改正後	改正前																
2 所轄税務署長が提供する事項のレコードの内容及び記録要領 所轄税務署長が、国税電子申告・納税システムを使用する方法により、金融商品取引業者等の営業所の長に提供する事項は、次に掲げる事項である。 また、提供する事項等のレコードの内容及び記録要領は、<u>別紙 8 及び別紙 9</u>のとおりである。 <table border="1" data-bbox="118 304 1111 588"> <thead> <tr> <th>提供する事項等の名称</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>10</u> 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項</td></tr> <tr> <td><u>11</u> 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項</td></tr> </tbody> </table>	提供する事項等の名称	根拠法令	<u>10</u> 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項	<u>11</u> 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項	2 所轄税務署長が提供する事項のレコードの内容及び記録要領 所轄税務署長が、国税電子申告・納税システムを使用する方法により、金融商品取引業者等の営業所の長に提供する事項は、次に掲げる事項である。 また、提供する事項等のレコードの内容及び記録要領は、<u>別紙 10 から別紙 12</u>のとおりである。 <table border="1" data-bbox="1137 304 2136 908"> <thead> <tr> <th>提供する事項等の名称</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>10</u> 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）（令和 6 年以降は使用しない）</td><td>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項</td></tr> <tr> <td><u>11-1</u> 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項</td></tr> <tr> <td><u>11-2</u> 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）（令和 6 年以降は使用しない）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項</td></tr> <tr> <td><u>12</u> 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）</td><td>租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項</td></tr> </tbody> </table>	提供する事項等の名称	根拠法令	<u>10</u> 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項	<u>11-1</u> 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項	<u>11-2</u> 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項	<u>12</u> 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項
提供する事項等の名称	根拠法令																
<u>10</u> 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項																
<u>11</u> 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項																
提供する事項等の名称	根拠法令																
<u>10</u> 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 29 項																
<u>11-1</u> 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項																
<u>11-2</u> 提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）（令和 6 年以降は使用しない）	租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項																
<u>12</u> 届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）	租税特別措置法第 37 条の 14 第 7 項																

改正後	改正前
3 各項目の記録に当たっての留意事項 (1) 各項目共通 イ (省略) ロ 記録すべき事項がない項目については、区切りを表す半角文字の「,(カンマ)」のみを記録する (CSV 形式では必ず半角文字の「,(カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。) ＜例＞ 項目が記録不要の場合 前の項目,,後の項目 ＜例＞ 提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項) (レコードの内容及び記録要領(8)参照) において、提出者の氏名が変更されていない場合に項番 20 から項番 22 までを記録する場合 (省略) …… 0 …… (省略) (項番) 20 21 22 (注) この場合には、項番 20 には「0」を記録し、項番 21 及び項番 22 には「,(カンマ)」のみを記録する。 ハ (省略) (2) (省略) (3) (省略) (4) (省略) (5) (省略) (6) (省略)	3 各項目の記録に当たっての留意事項 (1) 各項目共通 イ (同左) ロ 記録すべき事項がない項目については、区切りを表す半角文字の「,(カンマ)」のみを記録する (CSV 形式では必ず半角文字の「,(カンマ)」で各項目が区切られていなければならない。) ＜例＞ 項目が記録不要の場合 前の項目,,後の項目 ＜例＞ 提出事項 (勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項) (レコードの内容及び記録要領(8)―1 参照) において、提出者の氏名が変更されていない場合に項番 20 から項番 22 までを記録する場合 (省略) …… 0 …… (省略) (項番) 20 21 22 (注) この場合には、項番 20 には「0」を記録し、項番 21 及び項番 22 には「,(カンマ)」のみを記録する。 ハ (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左) (5) (同左) (6) (同左)

改正後

4 ファイル名の仕様

ファイル名は、届出事項等の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。

届出事項等の名称	ファイル名
(3)－1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**.txt
(3)－2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	
(4)－1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**.txt
(4)－2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	
(5)－1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**.txt
(5)－2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）	
(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**.txt
(7)－1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**.txt
(7)－2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）	
(8) 提出事項（勤定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**.txt
(9) 届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）	009dat**.txt

(注) ファイル名の一部にある「**」には、届出事項等ごとのファイル数により、「01」～「99」を記録する。

<例> 「届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）」を二つのファイルに分ける場合

・ 一つ目のファイル名……「009dat01.txt」

・ 二つ目のファイル名……「009dat02.txt」

5（省略）

改正前

4 ファイル名の仕様

ファイル名は、届出事項等の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。

届出事項等の名称	ファイル名
(1) 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項（令和6年以降は使用しない）	001dat**.txt
(2) 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項（令和6年以降は使用しない）	002dat**.txt
(3)－1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**.txt
(3)－2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	
(4)－1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**.txt
(4)－2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	
(5)－1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**.txt
(5)－2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）	
(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**.txt
(7)－1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**.txt
(7)－2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）	
(8)－1 提出事項（勤定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**.txt
(8)－2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）（令和6年以降は使用しない）	
(9) 届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）	009dat**.txt

(注) ファイル名の一部にある「**」には、届出事項等ごとのファイル数により、「01」～「99」を記録する。

<例> 「届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）」を二つのファイルに分ける場合

・ 一つ目のファイル名……「009dat01.txt」

・ 二つ目のファイル名……「009dat02.txt」

5（同左）

○ レコードの内容及び記録要領②【未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項】（租税特別措置法第37条の14の2第19項）

(別紙2)

(令和6年以降は使用しない)

[illegible]

前

正

改

改 正 後

(削除)

○ レコードの内容及び記録要領③-1 [非課税口座異動届出書に記載された事項等] (租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項) (別紙3-1)

項目		項目名	入力文字数	記録事項
1	提出者等の種類	提出者	3文字	提出者(非課税口座異動届出書を取り出した者)をいいます。以下(レコードの項目及び記録要領③-1)において同じです。)の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
2	提出者の氏名		全角	
3	提出者のフリガナ		全角	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	年	1文字	提出者の生年月日の年を、西暦の日を記録してください。
5		月	2文字	この場合、年単位については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を確保することとさせていただきます。
6		日	2文字	〔例〕平成元年4月15日 → 4.01.04.151
7	提出者の住所(「住所」又は所在地)	住所	128文字以内	提出者の住所(「住所」又は所在地を郵便局から記録してください)をいいます。
8	提出者の個人番号	個人番号	12文字	提出者の個人番号を記録してください。
9	非課税口座異動の記号又は番号	非課税口座異動の記号又は番号	20文字以内	非課税口座異動届出書の提出を受けた金融商品取引業者の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号を記録してください。
10			半角	〔例〕「111-111-111-111」 なお、半角英数字又は半角文字の「-」(ハイフン)のみで入力してください。
11	(空白)		0文字	「前の項目」..「後の項目」としてください。
12	(空白)		0文字	「前の項目」..「後の項目」としてください。
13	(空白)		0文字	「前の項目」..「後の項目」としてください。
14	(空白)		0文字	「前の項目」..「後の項目」としてください。
15	提出者の変更後の氏名		全角	提出者の変更後の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
16	提出者の変更後の氏名のフリガナ		全角	提出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
17	提出者の変更後の住所(「住所」又は所在地)		全角	提出者の変更後の住所(「住所」又は所在地を郵便局から記録してください)をいいます。
18	提出者の変更後の個人番号		12文字	提出者の変更後の個人番号を記録してください。
19	提出者の変更後の氏名		全角	提出者の変更後の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
20	提出者の変更後の氏名のフリガナ		全角	提出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
21	提出者の変更後の住所(「住所」又は所在地)		全角	提出者の変更後の住所(「住所」又は所在地を郵便局から記録してください)をいいます。
22	提出者の変更後の個人番号		12文字	提出者の変更後の個人番号を記録してください。
23	提出者の変更日	年	1文字以内	提出者の変更日が平成元年4月1日又は平成元年12月1日までの期間の場合は、非課税口座異動届出書に係る非課税口座の開設に当たっては、非課税特別措置法第25条第1項第1号の趣旨に基づき、提出者の変更日として記録してください。平成元年12月1日以後の提出者の変更日は、提出者の変更日として記録してください。平成元年12月1日以前に提出者の変更が行われた場合は、提出者の変更日として記録してください。平成元年12月1日以後の提出者の変更日は、提出者の変更日として記録してください。平成元年12月1日以前に提出者の変更が行われた場合は、提出者の変更日として記録してください。
24		月	2文字以内	
25		日	2文字以内	

前 正 改

○ レコードの内容及び記録要領③-1 [非課税口座異動届出書に記載された事項等] (租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項) (別紙1-1)

項目		項目名	入力文字数	記録事項
1	提出者の種類	提出者	3文字	提出者(非課税口座異動届出書を取り出した者)をいいます。以下(レコードの項目及び記録要領③-1)において同じです。)の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
2	提出者の氏名		全角	
3	提出者のフリガナ		全角	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	年	1文字	提出者の生年月日の年を、西暦の日を記録してください。
5		月	2文字	この場合、年単位については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を確保することとさせていただきます。
6		日	2文字	〔例〕平成元年4月15日 → 4.01.04.151
7	提出者の住所(「住所」又は所在地)	住所	128文字以内	提出者の住所(「住所」又は所在地を郵便局から記録してください)をいいます。
8	提出者の個人番号	個人番号	12文字	提出者の個人番号を記録してください。
9	非課税口座異動の記号又は番号	非課税口座異動の記号又は番号	20文字以内	非課税口座異動届出書の提出を受けた金融商品取引業者の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号を記録してください。
10			半角	〔例〕「111-111-111-111」 なお、半角英数字又は半角文字の「-」(ハイフン)のみで入力してください。
11	(空白)		0文字	「前の項目」..「後の項目」としてください。
12	(空白)		0文字	「前の項目」..「後の項目」としてください。
13	(空白)		0文字	「前の項目」..「後の項目」としてください。
14	(空白)		0文字	「前の項目」..「後の項目」としてください。
15	提出者の変更後の氏名		全角	提出者の変更後の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
16	提出者の変更後の氏名のフリガナ		全角	提出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
17	提出者の変更後の住所(「住所」又は所在地)		全角	提出者の変更後の住所(「住所」又は所在地を郵便局から記録してください)をいいます。
18	提出者の変更後の個人番号		12文字	提出者の変更後の個人番号を記録してください。
19	提出者の変更後の氏名		全角	提出者の変更後の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
20	提出者の変更後の氏名のフリガナ		全角	提出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フースネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
21	提出者の変更後の住所(「住所」又は所在地)		全角	提出者の変更後の住所(「住所」又は所在地を郵便局から記録してください)をいいます。
22	提出者の変更後の個人番号		12文字	提出者の変更後の個人番号を記録してください。
23	提出者の変更日	年	1文字以内	提出者の変更日が平成元年4月1日又は平成元年12月1日までの期間の場合は、非課税口座異動届出書に係る非課税口座の開設に当たっては、非課税特別措置法第25条第1項第1号の趣旨に基づき、提出者の変更日として記録してください。平成元年12月1日以後の提出者の変更日は、提出者の変更日として記録してください。平成元年12月1日以前に提出者の変更が行われた場合は、提出者の変更日として記録してください。平成元年12月1日以後の提出者の変更日は、提出者の変更日として記録してください。平成元年12月1日以前に提出者の変更が行われた場合は、提出者の変更日として記録してください。
24		月	2文字以内	
25		日	2文字以内	

後 正 改

[illegible]

改 正 前

項目	項目名	入力方法	記録事項
25	月	〇文字	
26	日	〇文字	
27	提出者の業種ににおける部門の住所(欄別)又は住所 在様 提出者の業種番号	二 〇文字	「住所の項目、後の項目」としてください。 非金融商品取引業者が提出している非課税口座に関する情報登録申請書、居住投資家等又は特定資産投資家等に関する提出者からの提出を受けた非課税口座開出届出書、非課税口座開設届出書又は非課税口座廃止届出書の記載のある様式と連動する非課税口座廃止届出書に該当しない場合は、必ず確定申告書類等若しくは非課税口座開設届出書の提出が必要である様式と連動する非課税口座開設届出書の提出が必要です。また、確定申告書類等若しくは非課税口座開設届出書の提出が必要な場合には、確定申告書類等若しくは非課税口座開設届出書の提出が必要です。また、確定申告書類等若しくは非課税口座開設届出書の提出が必要な場合には、確定申告書類等若しくは非課税口座開設届出書の提出が必要です。
28	半期	14 文字	
29	金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の名称	全角 5文字以内	提出者から非課税口座開出届出書を受けた金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記入してください。 (例)「国税庁第○部」
30	金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の番号	平均 5文字	提出者から非課税口座開出届出書を受けた金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記入してください。 (例)「国税庁第○部 → 0101」

改 正 後

○レコードの内容及び記録要領(3)-2 【未成年者□座異動届出書に記載された事項等】

(別紙3-2)

項目	項目名	入力文字数	記入事項
1	提出書類の種類	半角 3文字	
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者（未成年者）口頭提出の場合は提出した者になります。以下「こ」の項及び記録事項の2）にたいして同じです。の氏名を提出してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記し、それぞれを順を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記し、それぞれを順を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	半角 12文字	提出者の生年月日の年、月、日2月2日を記してください。この場合、年角については、年角は「4」を記し、また「月」及び「日」は、それぞれ半角2文字を使用することになります。
5	提出者の性別	半角 2文字	（例）「平成34年4月15日 → 4,16,04,15」、「令和3年2月15日 → 5,03,02,15」
6	提出者の住所（国）	半角 126文字以内	提出者の国を記してください。
7	提出者の住所（都道府県）	半角 12文字	提出者の都道府県を記してください。
8	提出者の住所（市区町村）	半角 12文字	提出者の市区町村を記してください。
9	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
10	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
11	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
12	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
13	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
14	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
15	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
16	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
17	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
18	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
19	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
20	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
21	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
22	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
23	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
24	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
25	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
26	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
27	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。
28	提出者の住所（番地）	半角 12文字	提出者の番地を記してください。

改正前

改

○レコードの内容及び記録要領(3)-2【未成年者□座異動届出書に記載された事項等】

(別紙 1-2)

(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第6項)

項目番号	項目名	入力文字長	記号要項
1	提出者の住所の種別	半角 3文字	[00] を記録してください
2	提出者の氏名	全角 120 文字以内	提出者（未成年者口面申請書提出者）を提出した者を書きます。以下【コートの署名と印鑑欄②-2】において同じです。氏名の書き方：文字のスペースにより区切ってください。外国については、フラスキー・ネーム、フラスキー・ネーム、ミフル・ネームの順に記録し、それぞれの書き方を「文字」のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	全角 120 文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の書き方：文字のスペースにより区切ってください。外国については、フラスキー・ネーム、フラスキー・ネーム、ミフル・ネームの順に記録し、それぞれの書き方を「文字」のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	年 月 日 全角 2文字	提出者の生年月日の年、月、日をそれぞれ記録してください。 この場合、元号については、平成[年]、令和[年]を記録し、また、「[年]」及び「[日]」は、それぞれ別目で見込欄を使用することに留意してください。 (例)「平成18年4月15日 → 4、18、04」（令和3年2月15日 → 5,03,02,15）
7	提出者の居住所（居所）又は所在地	全角 125 文字以内	提出者の居住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
8	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
9	未成年者口面の電話番号又は番号	半角 20 文字以内	未成年者口面連絡用番号の提出された全部または一部が特定の国等の国番号で構成されている場合は、提出者の未成年者口面の記入した番号を記録してください。 なお、日本国内では携帯電話の「0」を除く「11」としてください。 (例)「011-111-1111」
11	(空白)	-	「前の項目」後の項目としてください。
12	(空白)	-	「前の項目」後の項目としてください。
13	(空白)	-	「前の項目」後の項目としてください。
14	(空白)	-	「前の項目」後の項目としてください。
15	提出者の変更前の氏名	全角 120 文字以内	提出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の書き方：文字のスペースにより区切ってください。外国については、フラスキー・ネーム、フラスキー・ネーム、ミフル・ネームの順に記録し、それぞれの書き方を「文字」のスペースにより区切ってください。 氏名に変更がない場合は、「[前の項目]」後の項目としてください。
16	提出者の変更前氏名のフリガナ	全角 120 文字以内	提出者の変更前氏名のフリガナを記録してください。姓と名の書き方：文字のスペースにより区切ってください。外国については、フラスキー・ネーム、フラスキー・ネーム、ミフル・ネームの順に記録し、それぞれの書き方を「文字」のスペースにより区切ってください。
17	提出者の更新前の住所（居所）又は所在地	全角 125 文字以内	提出者の更新前の住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。 住所（居所）又は所在地に変更がない場合は、「[前の項目]」後の項目としてください。
18	提出者の更新前の個人番号	半角 12文字	提出者の更新前の個人番号を記録してください。 個人番号に変更がない場合は、「[前の項目]」後の項目としてください。
19	提出者の更新前の氏名	全角 120 文字以内	提出者の更新前の氏名を記録してください。姓と名の書き方：文字のスペースにより区切ってください。外国については、フラスキー・ネーム、フラスキー・ネーム、ミフル・ネームの順に記録し、それぞれの書き方を「文字」のスペースにより区切ってください。 氏名に変更がない場合は、「[前の項目]」後の項目としてください。
20	提出者の更新前の氏名のフリガナ	全角 120 文字以内	提出者の更新前の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の書き方：文字のスペースにより区切ってください。外国については、フラスキー・ネーム、フラスキー・ネーム、ミフル・ネームの順に記録し、それぞれの書き方を「文字」のスペースにより区切ってください。 氏名に変更がない場合は、「[前の項目]」後の項目としてください。
21	提出者の更新前の住所（居所）又は所在地	全角 125 文字以内	提出者の更新前の住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。 住所（居所）又は所在地に変更がない場合は、「[前の項目]」後の項目としてください。
22	提出者の更新前の個人番号	半角 12文字	提出者の更新前の個人番号を記録してください。 個人番号に変更がない場合は、「[前の項目]」後の項目としてください。
23	(空白)	-	「前の項目」後の項目としてください。
24	(空白)	-	「前の項目」後の項目としてください。
25	(空白)	-	「前の項目」後の項目としてください。
26	(空白)	-	「前の項目」後の項目としてください。
27	(空白)	-	「前の項目」後の項目としてください。
28	提出者の履歴番号	半角 14文字	未成年者口面申請書類に記載する未成年者口面に記入されている非親権管理決定を認定する前に提出者が提出を受けた未成年者口面申請書通付書又は未成年者口面上の顔写真

改 正 後

改

9

改 正 前		
項目	項目名	入力文字数
記録簿		
29	登録物品の業者の登録所の所轄特務署の名称	全角 6文字以内
提出者から未だ生荷口至異動届出書の提出を要した登録物品の業者の登録所の所在地の所轄特務署の名称を記録してください (例)「国庁特務署 → 国庁」		
30	登録物品の業者の登録所の所轄特務署の番号	半角 5文字
提出者から未だ生荷口至異動届出書の提出を要した登録物品の業者の登録所の所在地の所轄特務署の番号を記録してください (例)「国庁特務署 → 0110」		
改 正 後		
項目	項目名	入力文字数
記録簿		
29	登録物品の業者の登録所の所轄特務署の名称	全角 6文字以内
提出者から未だ生荷口至異動届出書の提出を要した登録物品の業者の登録所の所在地の所轄特務署の名称を記録してください (例)「国庁特務署 → 国庁」		
30	登録物品の業者の登録所の所轄特務署の番号	半角 5文字
提出者から未だ生荷口至異動届出書の提出を要した登録物品の業者の登録所の所在地の所轄特務署の番号を記録してください (例)「国庁特務署 → 0110」		

○レコードの内容及び記録要領(4)－1【非課税□座移管依頼書に記載された事項等】(租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項)

項目	項目名	入力文字数	記録事項
1	提出事項の種類	半角 3文字	「004」を記録してください
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者（非難者）の氏名を提出します。以下（レコードの付与）の姓及び姓後綴（姓）において同じです。その名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区別してください。外国人については、以下（レコードの付与）の姓及び姓後綴（姓）において同じです。姓と名の間に1文字分のスペースにより区別してください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区別してください。外国については、以下（レコードの付与）の姓及び姓後綴（姓）において同じです。姓と名の間に1文字分のスペースにより区別してください。
4	提出者の生年月日	元号 半角 10文字 年 半角 2文字 月 半角 2文字 日 半角 2文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。この場合、元号については、明記は「01」ではなく、昭和は「02」、平成は「03」、令和は「04」、令和は「05」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目でそれぞれを併用することに留意してください。 (例)「平成24年4月15日 → 4.15.04.15」
5	提出者の現住所（住所）又は所在地	全角 12文字以内	提出者の現住所（住所）又は所在地を郵便番号から記録してください。
6	提出者の個人番号	12文字	提出者の個人番号を記録してください。
7	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
8	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
9	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
10	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
11	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
12	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
13	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
14	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
15	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
16	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
17	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
18	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
19	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
20	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
21	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
22	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
23	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
24	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
25	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
26	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
27	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。
28	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称	全角 60文字以内	提出者の修習期間（修習）又は修習の名称を記録してください。

改 正 前

○ レコードの内容及び記録要領(4)－1【非課税口座移管依頼書に記載された事項等】(租税特別措置法施行令第25条の13の2第6項)

[illegible]

改 正 後

改 正 前			
項目番号	項目名	入力文字数	記録要項
			提出者の口度のみし簡略された非議税口度である場合には、未定年省非議税適用確認番号は未定年省口度廃止通知書に記載された登録番号を記録してください。
29	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「[移管]税務署 → [新田]」
30	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	5 文字	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「[移管]税務署 → 01101」
31	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「[新田]税務署 → [神田]」
32	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	5 文字	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「[神田]税務署 → 01103」

改 正 後			
項目番号	項目名	入力文字数	記録要項
30	移管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	5 文字	提出者の移管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「[移管]税務署 → 01101」
31	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「[神田]税務署 → [神田]」
32	移管先の金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	5 文字	提出者の移管先の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「[神田]税務署 → 01103」

改 正 前		
項目	項目名	入力文字基準
22	移管前の営業所の所在地	全角 15文字以内
23	移管前の営業所の法人番号	半角 13文字
24	移管年の営業所の名称	全角 80文字以内
25	移管年の営業所の所在地	全角 165文字以内
26	移管年月日	元号
27		年
28		月
29		日
30	移管先の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内
31	移管先の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字
32	移管対象口座の勘定停止の有無	半角 1文字
の名称を記録してください。 移管前の営業所の所在地を都道府県から記録してください。 移管前の営業所に係る金融商品取引業者の法人番号（番号法第2条第18項に規定する法人番号をいいます。以下別項5.2.2において同じです。）を記録してください。 移管年の営業所の名称を記録してください。 移管年の営業所の所在地を都道府県から記録してください。 移管された年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成30年9月10日 → 4,30.09.10J、「令和3年2月15日 → 5.03.02.15J （例）「旧所」税務署 → 「新所」 移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 （例）「旧所」税務署 → 「新所」 移管先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 （例）「旧所」税務署 → 0110J 移管対象口座が勘定停止済みである場合は「N」、それ以外「OJ」を記録してください。		
改 正 後		
項目	項目名	入力文字基準
26	移管年月日	元号
27		年
28		月
29		日
30	移管先の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内
31	移管先の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字
32	移管対象口座の勘定停止の有無	半角 1文字
移管された年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については、平成30年9月10日 → 4,30.09.10J、「令和3年2月15日 → 5.03.02.15J （例）「旧所」税務署 → 「新所」 移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 （例）「旧所」税務署 → 0110J 移管先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 （例）「旧所」税務署 → 0110J 移管対象口座が勘定停止済みである場合は「N」、それ以外「OJ」を記録してください。		

○ レコードの内容及び記録要領5-2 【金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）】
(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項)

項目番号	項目名	半角	入力文字数	記録要領
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「005」を記録してください。
2	氏名	全角	120文字以内	移管先の営業所（事業の譲渡先）又は分置又は金融商品取引業者等の開設先（又は禁止先）は、事業を行う区域の変更により、その事業の譲渡を受けた金融商品取引業者等若しくはその合併により設立した金融商品取引業者等若しくはその合併後存続する金融商品取引業者等若しくはその分割により廃止及び肩の移転を受けた金融商品取引業者等の営業所又は同一金融商品取引業者等の他の営業所をいいます。以下「レコード」の内容及び記録要領5-2において同じです。に移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字のスペースにより区切ってください。外国名については、ファミリーネーム、ミドルネーム、フルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字のスペースにより区切ってください。
3	フリガナ	全角	120文字以内	移管先の営業所に移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字のスペースにより区切ってください。外国名については、ファミリーネーム、フルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字のスペースにより区切ってください。
4	生年月日	半角	1文字	移管先の営業所に移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。この場合、元号については、平成14、令和15、を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目22桁を使用することに留意してください。
5	元号	半角	2文字	(例) 平成18年4月15日 → 4,18.04.15,「令和3年2月15日 → 5,03.02.15」
6	年	半角	2文字	
7	月	半角	2文字	
8	日	半角	2文字	
9	現住所（居所）又は所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
10	（空白）	半角	12文字	「前の項目、後の項目」としてください。
11	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
12	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
13	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
14	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
15	電話番号	半角	14文字	移管先の営業所（移管された未成年者口座）に現掛けられている非特管指定を決定する際に提出された未成年者非特管通帳記載簿に記載された電話番号を記録してください。
16	移管先の未成年者口座の記号又は番号	半角	20文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座のその移管先の営業所における記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-（ハイフン）」のみを入力してください。
17	（空白）	-	0文字	(例) 1111-111-111-111
18	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
19	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
20	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
21	移管先の営業所の名称	全角	80文字以内	移管先の営業所（移管先の営業所・未成年者口座に関する事務を移管した金融商品取引業者等の営業所をいいます。以下「レコード」の内容及び記録要領5-2において同じです。）の名称を記録してください。
22	移管先の営業所の所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
23	移管先の営業所の法人番号	全角	13文字	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
24	移管先の営業所の名称	全角	80文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
25	移管先の営業所の所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
26	移管先月日	半角	1文字	移管された年月日の元号、年、月及び日を記録してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目22桁を使用することに留意してください。
27	元号	半角	2文字	この場合、元号については、平成14、令和15、を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目22桁を使用することに留意してください。
28	年	半角	2文字	(例) 平成30年9月10日 → 4,30.09.10,「令和3年2月15日 → 5,03.02.15」
29	月	半角	2文字	
30	日	半角	2文字	
31	移管先の営業所の名称	全角	80文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
32	移管先の営業所の所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。

前

正

改

○ レコードの内容及び記録要領5-2 【金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）】
(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項)

項目番号	項目名	半角	入力文字数	記録要領
1	届出事項等の種類	半角	3文字	「005」を記録してください。
2	氏名	全角	120文字以内	移管先の営業所（事業の譲渡先）又は分置又は金融商品取引業者等の開設先（又は禁止先）は、事業を行う区域の変更により、その事業の譲渡を受けた金融商品取引業者等若しくはその合併により設立した金融商品取引業者等若しくはその合併後存続する金融商品取引業者等若しくはその分割により廃止及び肩の移転を受けた金融商品取引業者等の営業所又は同一金融商品取引業者等の他の営業所をいいます。以下「レコード」の内容及び記録要領5-2において同じです。に移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字のスペースにより区切ってください。外国名については、ファミリーネーム、ミドルネーム、フルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字のスペースにより区切ってください。
3	フリガナ	全角	120文字以内	移管先の営業所に移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字のスペースにより区切ってください。外国名については、ファミリーネーム、フルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字のスペースにより区切ってください。
4	生年月日	半角	1文字	移管先の営業所に移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。この場合、元号については、平成14、令和15、を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目22桁を使用することに留意してください。
5	元号	半角	2文字	(例) 平成18年4月15日 → 4,18.04.15,「令和3年2月15日 → 5,03.02.15」
6	年	半角	2文字	
7	月	半角	2文字	
8	日	半角	2文字	
9	現住所（居所）又は所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
10	（空白）	半角	12文字	「前の項目、後の項目」としてください。
11	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
12	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
13	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
14	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
15	電話番号	半角	14文字	移管先の営業所（移管された未成年者口座）に現掛けられている非特管指定を決定する際に提出された未成年者非特管通帳記載簿に記載された電話番号を記録してください。
16	移管先の未成年者口座の記号又は番号	半角	20文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座のその移管先の営業所における記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-（ハイフン）」のみを入力してください。
17	（空白）	-	0文字	(例) 1111-111-111-111
18	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
19	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
20	（空白）	-	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
21	移管先の営業所の名称	全角	80文字以内	移管先の営業所（移管先の営業所・未成年者口座に関する事務を移管した金融商品取引業者等の営業所をいいます。以下「レコード」の内容及び記録要領5-2において同じです。）の名称を記録してください。
22	移管先の営業所の所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
23	移管先の営業所の法人番号	全角	13文字	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
24	移管先の営業所の名称	全角	80文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
25	移管先の営業所の所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
26	移管先月日	半角	1文字	移管された年月日の元号、年、月及び日を記録してください。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目22桁を使用することに留意してください。
27	元号	半角	2文字	この場合、元号については、平成14、令和15、を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目22桁を使用することに留意してください。
28	年	半角	2文字	(例) 平成30年9月10日 → 4,30.09.10,「令和3年2月15日 → 5,03.02.15」
29	月	半角	2文字	
30	日	半角	2文字	
31	移管先の営業所の名称	全角	80文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
32	移管先の営業所の所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。

後

正

改

30	移管先の営業所の所在地	全角	125文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
31	移管先の営業所の法人番号	全角	13文字	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。
32	移管先の営業所の名称	全角	80文字以内	移管先の営業所（移管された未成年者口座を開いている居住者又は個人地蔵を有する非居住者の現住所（居所）又は所在地を都道府県名から記録してください。

改 正 前			
項目番号	項目名	入力文字数	記録要項
25	上掲式等の記入をしていない旨	半角 1文字	項目24に「0」が記録されている場合において、提出者から全納税品別3業者等更提出書の提出を受けた日以前に当該全納税品別3業者等更提出書の提出により廃止された非課税管理制度、課税認定制度又は特定非課税認定及び特定非課税管理制度に上掲式等の記入をしていない場合は「0」を記録してください。 項目24に「1」が記録されている場合には、「前の項目」..「後の項目」としてください。
26	全納税品別3業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から全納税品別3業者等更提出書の提出を受けた全納税品別3業者等の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 （例）「西村税務署 → 東村」
27	全納税品別3業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から全納税品別3業者等更提出書の提出を受けた全納税品別3業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 （例）「西村税務署 → 0101」
改 正 後			
項目番号	項目名	入力文字数	記録要項
25	上掲式等の記入をしていない旨	半角 1文字	項目24に「0」が記録されている場合において、提出者から全納税品別3業者等更提出書の提出を受けた日以前に当該全納税品別3業者等更提出書の提出により廃止された非課税管理制度、課税認定制度又は特定非課税認定及び特定非課税管理制度に上掲式等の記入をしていない場合は「0」を記録してください。 項目24に「1」が記録されている場合には、「前の項目」..「後の項目」としてください。
26	全納税品別3業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から全納税品別3業者等更提出書の提出を受けた全納税品別3業者等の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 （例）「西村税務署 → 東村」
27	全納税品別3業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から全納税品別3業者等更提出書の提出を受けた全納税品別3業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 （例）「西村税務署 → 0101」

前			
項目	項目名	入力文字数	記録要領
26	非課税口廃止通知書の交付又は非課税口廃止通知書記載事項の提出の有無	半角	「1」を記録されている場合には、非課税口廃止通知書交付申請書の提出を受けた全納品取引業者の営業所の名称を併記してください。
27	上場株式等の受入れの有無	半角	「1」を記録されている場合には、非課税口廃止通知書提出した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。
28	(空白)	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
29	(空白)	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
30	全納品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	提出者から非課税口廃止届出書を受けた全納品取引業者等の営業所、提出者からみない提出により非課税口廃止届出書の提出を受けたものとみなされる全納品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。
31	全納品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	提出者から非課税口廃止届出書を受けた全納品取引業者等の営業所、提出者からみない提出により非課税口廃止届出書の提出を受けたものとみなされる全納品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。
(例)「前」税務署 → 0101			
改			
項目	項目名	入力文字数	記録要領
26	非課税口廃止通知書の交付又は非課税口廃止通知書記載事項の提出の有無	半角	「1」を記録されている場合には、非課税口廃止通知書交付申請書の提出を受けた全納品取引業者の営業所の名称を併記してください。
27	上場株式等の受入れの有無	半角	「1」を記録されている場合には、非課税口廃止通知書提出した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。
28	(空白)	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
29	(空白)	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。
30	全納品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	提出者から非課税口廃止届出書を受けた全納品取引業者等の営業所、提出者からみない提出により非課税口廃止届出書の提出を受けたものとみなされる全納品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。
31	全納品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	提出者から非課税口廃止届出書を受けた全納品取引業者等の営業所、提出者からみない提出により非課税口廃止届出書の提出を受けたものとみなされる全納品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。
(例)「前」税務署 → 0101			
改			
正			
後			

改 正 前			
項目	項目名	入力文字数	記録要領
28	(空白)	-	「前の項目..後の項目」としてください。
29	(空白)	0 文字	提出者から未だ年番口を廃止届出書の提出を受けた金物製品引 業者等の営業所若しくは提出者から口運廃止事由によるみなし提出又は出国によるみなし提出により未だ年番口を廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金物製品引 業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。
30	金物製品引 業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6 文字以内	(例)「国庁税務署 → 国庁」
31	金物製品引 業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5 文字	提出者から未だ年番口を廃止届出書の提出を受けた金物製品引 業者等の営業所若しくは提出者から口運廃止事由によるみなし提出又は出国によるみなし提出により未だ年番口を廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金物製品引 業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「国庁税務署 → 0101」

改 正 後			
項目	項目名	入力文字数	記録要領
28	(空白)	-	「前の項目..後の項目」としてください。
29	(空白)	0 文字	提出者から未だ年番口を廃止届出書の提出を受けた金物製品引 業者等の営業所若しくは提出者から口運廃止事由によるみなし提出又は出国によるみなし提出により未だ年番口を廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金物製品引 業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。
30	金物製品引 業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6 文字以内	(例)「国庁税務署 → 国庁」
31	金物製品引 業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5 文字	提出者から未だ年番口を廃止届出書の提出を受けた金物製品引 業者等の営業所若しくは提出者から口運廃止事由によるみなし提出又は出国によるみなし提出により未だ年番口を廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金物製品引 業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「国庁税務署 → 0101」

○レコードの内容及び記録要領8-2【提出事項（未成年者□座廃止通知書の提出をした者に関する事項）】

(別紙 8-2)

(令和6年以降は使用しない)

(租税特別措置法第37条の14の2第23項)

[illegible]

25

改 正 後

(削除)

26

○ レコードの内容及び記録要領⑨【届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）】（租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項）

届出事項の種類		項目名		入力文字数	
項目	届出事項の種類	項目名	項目名	項目名	項目名
1	届出事項の種類	届出事項の種類	届出事項の種類	届出事項の種類	届出事項の種類
2	届出年月日	届出年月日	届出年月日	届出年月日	届出年月日
3					
4					
5	届出者の氏名	届出者の氏名	届出者の氏名	届出者の氏名	届出者の氏名
6					
7	届出者のフリガナ	届出者のフリガナ	届出者のフリガナ	届出者のフリガナ	届出者のフリガナ
8	届出者の生年月日	届出者の生年月日	届出者の生年月日	届出者の生年月日	届出者の生年月日
9					
10					
11					
12	届出者の居住所（住所）又は所在地	届出者の居住所（住所）又は所在地	届出者の居住所（住所）又は所在地	届出者の居住所（住所）又は所在地	届出者の居住所（住所）又は所在地
13	届出者の個人番号	届出者の個人番号	届出者の個人番号	届出者の個人番号	届出者の個人番号
14	金融物品取引業者等の営業所の名称	金融物品取引業者等の営業所の名称	金融物品取引業者等の営業所の名称	金融物品取引業者等の営業所の名称	金融物品取引業者等の営業所の名称
15	金融物品取引業者等の営業所の所在地	金融物品取引業者等の営業所の所在地	金融物品取引業者等の営業所の所在地	金融物品取引業者等の営業所の所在地	金融物品取引業者等の営業所の所在地
16	金融物品取引業者等の営業所の郵便番号	金融物品取引業者等の営業所の郵便番号	金融物品取引業者等の営業所の郵便番号	金融物品取引業者等の営業所の郵便番号	金融物品取引業者等の営業所の郵便番号
17	(空白)	(空白)	(空白)	(空白)	(空白)
18	(空白)	(空白)	(空白)	(空白)	(空白)
19	非課税口座に設定しようとする前迄の経緯	非課税口座に設定しようとする前迄の経緯	非課税口座に設定しようとする前迄の経緯	非課税口座に設定しようとする前迄の経緯	非課税口座に設定しようとする前迄の経緯
20	非課税口座の記号又は番号	非課税口座の記号又は番号	非課税口座の記号又は番号	非課税口座の記号又は番号	非課税口座の記号又は番号
21	金融物品取引業者等の営業所使用欄	金融物品取引業者等の営業所使用欄	金融物品取引業者等の営業所使用欄	金融物品取引業者等の営業所使用欄	金融物品取引業者等の営業所使用欄
22	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称
23	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号

前

正

改

○ レコードの内容及び記録要領⑨【届出事項（非課税口座開設届出書に記載された事項等）】（租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項）

項目		項目名		記入要領	
項目番号	項目名	入力文字数		項目番号	項目名
		半角	3 文字		
1	届出事項の種類	半角	1 文字	1009	を記録してください。
2	届出年月日	半角	1 文字	届出者（「非課税口座開設届出書」を提出した者をいいます。以下「レコードの内容及び記録要領⑩」において同じです。）が「非課税口座開設届出書」を金融物品取引業者等の営業所に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。	
3		半角	2 文字	この場合、元号については、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で 2 桁を使用することに留意してください。	
4		半角	2 文字	(例) 「平成 31 年 1 月 4 日 → 4.01.04」 「令和 3 年 3 月 2 日 → 5.03.03.22」	
5	届出者の氏名	半角	2 文字	届出者の氏名を記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。外国入については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記し、それぞれの順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。	
6		半角	120 文字以内	姓と名を記録し、それぞれの順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。外国入については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記し、それぞれの順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。	
7	届出者のフリガナ	半角	120 文字以内	届出者の氏名を記録してください。	
8	届出者の生年月日	半角	1 文字	届出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。	
9		半角	2 文字	この場合、元号については、平成は「H」、令和は「R」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で 2 桁を使用することに留意してください。	
10		半角	2 文字	(例) 「平成 31 年 4 月 16 日 → 4.01.04.16」	
11	届出者の居住所（住所）又は所在地	半角	125 文字以内	届出者の居住所（住所）又は所在地を都府県名から記録してください。	
12	届出者の個人番号	半角	12 文字	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融物品取引業者等の営業所の名称を記録してください。	
13	金融物品取引業者等の営業所の名称	半角	105 文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融物品取引業者等の営業所の所在地を都府県名から記録してください。	
14	金融物品取引業者等の営業所の所在地	半角	17 文字	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融物品取引業者等の営業所の郵便番号を記録してください。	
15	金融物品取引業者等の営業所の郵便番号	半角	7 文字	(例) 「〒100-0001」	
16	(空白)	半角	0 文字	「前の項目」の項目としてください。	
17	(空白)	半角	0 文字	「前の項目」の項目としてください。	
18	(空白)	半角	1 文字	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融物品取引業者等の営業所は特定非課税管理規定及び特定非課税管理規定を決定した非課税口座の記号又は番号を記録してください。	
19	非課税口座に設定しようとする前迄の経緯	半角	10 文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融物品取引業者等の営業所は特定非課税管理規定及び特定非課税管理規定を決定した非課税口座の記号又は番号を記録してください。	
20	非課税口座の記号又は番号	半角	20 文字以内	(例) 「111-111-111」	
21	金融物品取引業者等の営業所使用欄	半角	20 文字以内	届出者から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた金融物品取引業者等の営業所の所在地を都府県名から記録してください。	
22	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角	6 文字以内	(例) 「123456789 → 01101」	
23	金融物品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5 文字		

後

正

改

○ レコードの内容及び記録要領⑩【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】

＜別紙10＞

（相対特別措置法施行令第25条の13の8第29項）

（令和6年以降は使用しない）

項目名		記録要領	
項目	入力文字数	記録要領	
1	全角	全銘柄品別1業者毎の営業所の長が所轄税関長に提出した未成年者非課税適用証の交付申請書に記録された事項の「全銘柄品別1業者毎の営業所使用欄」に記録された情報 ろための記号又は番号	
2	半角	未成年者非課税適用証の交付は未成年者非課税適用証の交付が行われない旨の通知が交付される場合には、記録しません。（3桁のみ記録します。） 未成年者非課税適用証の交付は未成年者非課税適用証の交付が行われない旨の通知が交付される場合には、記録しません。（3桁のみ記録します。）	
3	半角	未成年者非課税適用証の交付は未成年者非課税適用証の交付が行われない旨の通知が交付される場合には、記録しません。（3桁のみ記録します。）	

改正前

改正後

(削除)

○ レコードの内容及び記録要領(1)ー1 【非課税口座開設又は勘定設定の可否事項】(相続特別措置法第 37 条の 14 第 21 項) (別紙 11-1)

項目名		入力の文字数		記録要領
1	提出者の氏名	全角	10 文字以内	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 7) を記録します。
2	提出者のフリガナ	全角	120 文字以内	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名のフリガナ(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 7) を記録します。
3	提出者の生年月日	元号	1 文字	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の生年月日の元号、年、月及び日(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 8 から項目 12 まで) を記録します。
4		年	半角	この場合、元号については、明治 11、大正 12、昭和 3、平成 14、令和 1、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で 2 桁を使用します。
5		月	半角	(例) (平成元年 4 月 15 日 → 4.01.04.15)
6		日	半角	
7	非課税口座の開設又は非課税管理勘定、業務投資勘定又は特定業務投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定が可能な理由	半角	1 文字	勘定廃止申請書、非課税口座廃止申請書、勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で勘定廃止申請書及び非課税口座廃止申請書に該当しない書類、勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類に非課税口座開設通知書記載事項(以下「Fコードの内容及び記録要領(1)ー1」において「廃止通知」といいます)を提出された者(以下「Fコードの内容及び記録要領(1)ー1」において「提出者」といいます)の非課税口座の開設ができる又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定、業務投資勘定又は特定業務投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができる場合には「1」を、その提出者の非課税口座の開設ができない又はその提出者の非課税管理勘定、業務投資勘定又は特定業務投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定、業務投資勘定又は特定業務投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない場合には「0」を記録します。
8	提出者の登録番号	元号	14 文字	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の登録番号(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 13) を記録します。
9		半角	1 文字	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の登録番号(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 13) を記録します。
10		年	半角	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の登録番号(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 13) を記録します。
11		月	半角	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の登録番号(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 13) を記録します。
12	廃止通知を提出するための記号又は番号	全角	20 文字以内	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の登録番号(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 13) を記録します。

○ レコードの内容及び記録要領(1)ー2 【非課税口座開設又は勘定設定の可否事項】(相続特別措置法第 37 条の 14 第 27 項) (別紙 8)

項目名		入力の文字数		記録要領
1	提出者の氏名	全角	10 文字以内	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 7) を記録します。
2	提出者のフリガナ	全角	120 文字以内	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名のフリガナ(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 7) を記録します。
3	提出者の生年月日	元号	1 文字	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の生年月日の元号、年、月及び日(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 8 から項目 12 まで) を記録します。
4		年	半角	この場合、元号については、明治 11、大正 12、昭和 3、平成 14、令和 1、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で 2 桁を使用します。
5		月	半角	(例) (平成元年 4 月 15 日 → 4.01.04.15)
6		日	半角	
7	非課税口座の開設又は非課税管理勘定、業務投資勘定又は特定業務投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定が可能な理由	半角	1 文字	勘定廃止申請書、非課税口座廃止申請書、勘定廃止通知書記載事項又は非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で勘定廃止申請書及び非課税口座開設通知書記載事項(以下「Fコードの内容及び記録要領(1)ー1」において「廃止通知」といいます)を提出された者(以下「Fコードの内容及び記録要領(1)ー1」において「提出者」といいます)の非課税口座の開設ができる又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定、業務投資勘定又は特定業務投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができる場合には「1」を、その提出者の非課税口座の開設ができない又はその提出者の非課税管理勘定、業務投資勘定又は特定業務投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない又はその提出者の非課税口座への非課税管理勘定、業務投資勘定又は特定業務投資勘定及び特定非課税管理勘定の設定ができない場合には「0」を記録します。
8	提出者の登録番号	元号	14 文字	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の登録番号(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 13) を記録します。
9		半角	1 文字	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の登録番号(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 13) を記録します。
10		年	半角	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の登録番号(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 13) を記録します。
11		月	半角	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の登録番号(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 13) を記録します。
12	廃止通知を提出するための記号又は番号	全角	20 文字以内	金融物品別(業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の登録番号(「レコードの内容及び記録要領(1)ー1」項目 13) を記録します。

（令和6年以降は使用しない）

項目名		入力文字数		記録要領
1	提出者の氏名	全角	101文字以内	全額当座預け口座開設の要請書の住所記載欄に記入した提出事項に記録された提出者の氏名（レコードの内容及び記録要領(1)～2）項番2）を記録します。
2	提出のツリ月年	全角	101文字以内	全額当座預け口座開設の要請書の住所記載欄に記入した提出事項に記録された提出者の氏名のツリ月年（レコードの内容及び記録要領(1)～2）項番3）を記録します。
3	提出者の生年月日	元号	1文字	全額当座預け口座開設の要請書の住所記載欄に記入した提出事項に記録された提出者の生年月日の元号、年、月及び日（レコードの内容及び記録要領(1)～2）項番4）から項番5）までを記録します。
4		年	2文字	
5		月	2文字	
6	生成年齢	元号	2文字	この欄は、元号については、平成は「4」、令和は「5」を記録し、また、「年」「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
7		年	2文字	
8		月	2文字	
9	生成年齢の欄がでる箇所ではない理由	全角	1文字	生成年齢の欄がでる箇所ではない理由（例）「平成18年4月15日 → 4.18.04.15」、「令和5年2月15日 → 5.02.02.15」。
10	生成年齢の欄がでる箇所ではない理由	全角	1文字	生成年齢の欄がでる箇所ではない理由（例）「平成18年4月15日 → 4.18.04.15」、「令和5年2月15日 → 5.02.02.15」。
11	提出者の氏名	全角	101文字以内	全額当座預け口座開設の要請書の住所記載欄に記入した提出事項に記録された提出者の氏名（レコードの内容及び記録要領(1)～2）項番2）を記録します。
12	提出のツリ月年	全角	101文字以内	全額当座預け口座開設の要請書の住所記載欄に記入した提出事項に記録された提出者の氏名のツリ月年（レコードの内容及び記録要領(1)～2）項番3）を記録します。

改正前

改正後

(削除)

[illegible]

○ レコードの内容及び記録要領書【届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項）（別紙 9）